

事例番号:310310

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 1 日

時刻不明 胎動減少のため受診

9:40- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、明らかな一過性頻脈を認めない

11:33 胎児機能不全のため入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 1 日

13:39 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯は胎盤の辺縁付着

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 1 日

(2) 出生時体重:1700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE -0.7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 23 日 頭部 MRI で低酸素・虚血の所見(大脳基底核や視床の信号異常)
を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因を特定することは困難であるが、妊娠 34 週 1 日以降
35 週 1 日の受診までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による
中枢神経障害の可能性があると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因は不明ではあるが、臍帯血流障害
の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 「事例の概要についての確認書」によると、妊娠 35 週 1 日、胎動カウントの減少
を主訴とした電話連絡に対して受診を勧めたことは一般的である。

(2) 妊娠 35 週 1 日の胎児心拍数陣痛図において胎児機能不全を理由として緊急帝王切開の方針としたことは一般的であるが、「原因分析に係る質問事項
及び回答書」によると、帝王切開決定から約 3 時間後に児を娩出したことには、賛否両論がある。

(3) 妊娠 35 週 1 日、副腎皮質ホルモン剤を投与したことは選択肢のひとつである。

(4) 臍帯動脈血ガス分析検査を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、高次医療機関 NICU へ搬送とした

ことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】当該分娩機関による「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、本事例では母体搬送の際に高次医療機関に一部の胎児心拍数陣痛図を渡したとされているが、高次医療機関では保管されておらず詳細が不明となっている。胎児心拍数陣痛図の原本については、他医療機関に渡したままにせず診療録と同等に保存することが望まれる。

(2) 薬の適応外使用に関しては説明と同意を得ることが望まれる。

【解説】妊娠34から36週における副腎皮質ホルモン剤使用に関しては外国の文献では新生児呼吸障害発症率を低下させる有用性が報告されているものの、わが国では適応外使用であり、使用の際は説明し、同意が得られたことを診療録に記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は内診所見、帝王切開決定時刻、人工呼吸開始時刻、呼吸状態確認時刻等の記載がなかった。観察事項や行われた処置は詳細を記載することが重要である。

(3) 地域における搬送システムや新生児援助システムの充実が望まれる。

【解説】胎児機能不全等の緊急を要する場合は、母体搬送システムの活用、新生児援助システムなどへの相談がスムーズにできることが重要で

ある。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前に発症した異常が胎児低酸素・酸血症を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。